

自衛隊法施行規則の一部を改正する省令案について

1 改正の趣旨

予備自衛官等制度については、「防衛力整備計画について」（令和4年12月16日国家安全保障会議決定及び閣議決定）において、「予備自衛官等が常備自衛官を効果的に補完するため、充足率の向上のみならず、予備自衛官等に係る制度を抜本的に見直し、体制強化を図る。このため、（中略）自衛官未経験者からの採用の拡大や、年齢制限、訓練期間等について現行制度の見直しを行う。」こととされていることを踏まえ、この見直しの一環として、自衛官未経験者からの採用の拡大を図るため、自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）について、所要の改正を行う。

2 改正の概要

自衛隊法施行規則第27条の2第1項本文に規定する予備自衛官補の採用における年齢要件について、18歳以上34歳未満を18歳以上52歳未満に改める。

3 施行期日

令和6年1月22日